

国土交通省航空法準拠品

ドローン 無人航空機

ナンバープレート 機体登録記号標

航空法の一部を改正する法律により、
無人航空機の登録制度が導入されました。

国土交通大臣から登録記号等の通知を受けた無人航空機の所有者は国土交通省令の定めるところにより、遅滞なく当該無人航空機に当該登録記号の表示その他の登録記号を識別するための措置を講じることが義務付けられました(航空法第131条の7第1項)



送料は弊社負担

ナンバープレート
機体登録記号標 1枚 ※専用接着剤
(米軍MIL規格準拠品)付き

機体重量区分

25kg未満
の場合

寸法：縦10mm×横20mm
厚さ：0.5mm
重量：約0.2g

1,650円税込

25kg以上
の場合

寸法：縦40mm×横120mm
厚さ：1.0mm
重量：約38g

2,650円税込

機体登録記号標
について

- 材質は非磁性。飛行に影響を与えません。
- 米軍制定MIL規格準拠品の専用接着剤が付属。衝撃で簡単に剥がれません。
- 特殊な着色とレーザー刻印表示で耐久性を追求しています。

WEBからのお申し込み・詳細はこちら →
<https://www.drone-licenseplate.jp>



- 登録していない無人航空機を飛行させることは禁止されています。(航空法第131条の4第1項)
→違反した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の対象となります。(航空法第157条の4第1項)
- 機体登録記号の表示等の措置が講じられていない場合には無人航空機を飛行させることは禁止されています。(航空法第131条の7第2項)
→違反した場合には、50万円以下の罰金の対象となります。(航空法第157条の6第1項)

ナンバープレート取得までの流れ…



WEBで登録



無人航空機登録ポータルサイト

<https://www.mlit.go.jp/koku/drone/>
氏名・住所等、機体情報(型式、製造番号)等の所有者情報を登録 → **機体登録記号** を取得

WEBで注文



<https://www.drone-licenseplate.jp>
機体登録記号等の購入者情報を入力



機体に登録記号標を貼付



Step2
FAXでも
ご注文いただけます
この用紙に記載のうえ
FAX送信してください

ドローン ナンバープレート 無人航空機機体登録記号標 注文書

株式会社ユーロックテクノパーツ 宛 _____ 年 月 日

送信先FAX:
078-978-6775

注文情報	住所 〒 _____
	ふりがな _____
	氏名 _____
	電話 - - - - - FAX - - - - -

①機体登録記号標の発送先の住所、氏名、電話番号、FAX番号を記載してください。

機体情報	② 機体登録記号	J U [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
	③ 重量区分	<input type="checkbox"/> 25kg未満 <input type="checkbox"/> 25kg以上

②国土交通省発行の **機体登録記号** を記載してください。
※製造する機体登録記号標になります。

③機体重量の該当する方へチェック してください。

ご注意
○ ご注文のFAX受信後、返信いたしますので、その後「振込指定口座」にお振込みをお願いいたします。
○ ご入金確認後の製造、発送となりますので、あらかじめご了承ください。

振込指定口座	神戸信用金庫 西明石支店 (株)ユーロックテクノパーツ	普通 0317401
--------	--------------------------------	------------

受付印